

掛川市告示第3号

掛川市手数料条例（平成17年掛川市条例第74号）第7条及び第8条に規定する手数料のうち住民票の写しの交付及び印鑑登録証明に係る手数料の徴収事務を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により下記のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年1月24日

掛川市長 松井三郎

1 受託者の所在地及び名称

東京都千代田区一番町25番地

財団法人地方自治情報センター

理事長 小室 裕一

2 委託期間

平成23年2月7日から平成23年3月31日まで

ただし、期間満了の日の前1月までに掛川市又は受託者が別段の意思表示を行わないときは、期間満了の翌日から起算して1年間なお委託の効力を有するものとし、以後も同様とする。